

第4期
奈良県食育推進計画
(素案)

令和5年11月22日時点

奈良県

はじめに

知事あいさつ挿入予定

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ及び期間	2
3. 計画の推進体制	3
第2章 食育の現状と課題	5
1. 奈良県の栄養・食生活に関する現状	5
2. 第3期計画の評価と今後の方向性	16
第3章 奈良県が目指す食育	21
1. 基本理念	21
2. 目指す姿	21
3. 基本方針	22
第4章 食育の施策展開	23
1. 基本方針ごとの施策及び取組の方向性	23
2. 取組の内容	24
3. 指標と目標	41
資料	43
1. 奈良県食育推進計画の変遷	43
2. 奈良県食育推進会議条例	44
3. 奈良県食育推進会議委員名簿	45

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

本県では、「食」を通して健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを基本理念に、平成 19 (2007)年に「奈良県食育推進計画」を策定し、以後、概ね5年ごとに評価、見直しを行いながら、食育の推進に取り組んできました。

これまでの3期にわたる計画の推進により、食育の認知度は高まり、県内すべての市町村で食育推進計画が策定されるなど、食育の取組は着実に進展しました。

しかしながら、高齢化の進行や単身世帯の増加、食の外部化、簡便化など食を取り巻く環境は変化しており、本県においても若い世代の食に対する関心の低さや、食塩の過剰摂取や野菜の摂取不足など、食生活に起因する生活習慣病等の増加や働き盛り世代の肥満、若い女性の過度の痩身、高齢者の低栄養など、食に関する健康問題は依然として多く残っています。

また、平成 28(2016)年及び令和3(2021)年に実施した「県民健康・食生活実態調査」からは市町村ごとの特性も明らかになり、市町村格差を減らすことも大きな課題となっています。

本県では、県民の健康寿命を男女とも日本一にすることを目指した取組を進めているところです。この目標の達成のためには県民一人ひとりの健全な食生活の実践が不可欠であり、より一層の食育の推進が重要となります。

また、食の基盤である農業や、食に関わる人々の活動についても理解を深めるとともに、環境との調和がとれた食料の生産、消費等に配慮した食育を推進することも必要となっています。

このような状況をふまえ、本県の特性を生かした食育を県民、関係機関・団体、市町村、関係部局と連携・協働しながら総合的かつ計画的に推進するため、「第4期奈良県食育推進計画」(以下、「計画」という。)を策定します。

2. 計画の位置づけ及び期間

(1) 計画の位置づけ

この計画は、食育基本法(平成 17 年 7 月 15 日施行)第 17 条第 1 項に規定する都道府県食育推進計画として、奈良県が作成するものです。

また、この計画は、本県の保健・医療・福祉・介護等の分野横断的な基本計画である「なら健康長寿基本計画」に掲げる「健康寿命日本一」の達成に向け、その歯車としての一翼を担うものです。関連する「歯と口腔の健康づくり計画」、「スポーツ推進計画」、「自殺対策計画」、「アルコール健康障害対策推進計画」、「がん対策推進計画」、「脳卒中・心臓病その他の循環器病対策推進計画」、「保健医療計画」、「医療費適正化計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画・認知症施策推進計画」と整合・調和を図り、推進します。

図 1: 食育推進計画と関連計画の連携図



《なら健康長寿基本計画（第2期）について》

令和6(2024)年3月に策定し、令和 17(2035)年度までに健康寿命日本一を目指し、11 個の関連計画を総合的・統一的に進めるための計画であり、保健・医療・福祉・介護にかかる分野横断的な計画（横串計画＝歯車計画）として策定。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和6(2024)年度を初年度とし、令和 11(2029)年度を最終年度とする6年間とします。

3. 計画の推進体制

(1) 県の役割と各主体との連携・協働

① 県の役割

食育は、健康・教育・農業・食の安心安全・食の担い手の育成・食文化など、取り組むべき分野が広く、関係部局、関係機関・団体も多岐にわたることから、県は計画の趣旨や理念、施策の方針等を多くの方々と共有し、関係者が一体となって食育が推進できるよう、市町村及び関係機関・団体等と連携・協働を図りながら、本計画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

② 各主体との連携・協働

◆市町村

食育の推進にあたっては、県民により身近な市町村で地域の特性に応じた取組が重要です。

市町村の食育推進計画の推進を支援し、市町村においてより効果的で充実した食育が推進できるよう連携・協働します。

◆保育所・幼稚園・学校等

子どもの頃から健全な食生活を身につけることは、生涯にわたる健全な心身を培い、豊かな人間性を育む基礎となります。そのため、子どもへの食育を実践する場となる保育や教育関係者と連携・協働し、生涯にわたって切れ目のない食育に取り組めます。

◆職域関係者・保険者等

事業所において雇用する従業員の健康の保持増進ができるよう、健康や栄養に関する情報提供を行うとともに、事業所における健康づくりの取組を支援します。

◆食品関連事業者等

県民が安心して健全な食生活を実践するためには、食品の生産、製造、加工、流通、販売、食事の提供に関わる事業者と消費者の信頼関係が重要になります。そのため、適正な食品表示や食の安全安心に関する情報提供、健康的な食事の提供などの取組を推進します。

◆関係団体・ボランティア等

食育活動を行う関係団体やボランティアの活動が地域で展開されることは、県民が日常的に食育を学ぶ機会が増えることにつながります。この取組が地域に根付き、充実したものとなるよう、関係団体・ボランティアの活動を支援するとともに、連携・協働した食育を推進します。

◆保健・福祉・医療関係者

保健・福祉・医療関係者や、それらの関係機関・関係団体は、それぞれの活動目的と専門性を生かした食育活動に取り組めるよう、食育推進に関する課題の共有を図り、解決に向けた取組の検討・実施を連携・協働して推進します。

(2)計画の進捗管理

目指す姿の実現にむけて、より効果的で実効性のある施策を推進していくためには、その成果や達成度を客観的で具体的な指標により把握できるようにすることが重要です。そこで、施策に定量的な目標値を設定し、進捗を評価することとします。そして、PDCA サイクルにより、施策を見直し、目標達成に向けてより効果的な取組を展開します。

また、進捗状況等について、奈良県食育推進会議に報告し、今後の推進方策に関する意見を聴取します。

第2章 食育の現状と課題

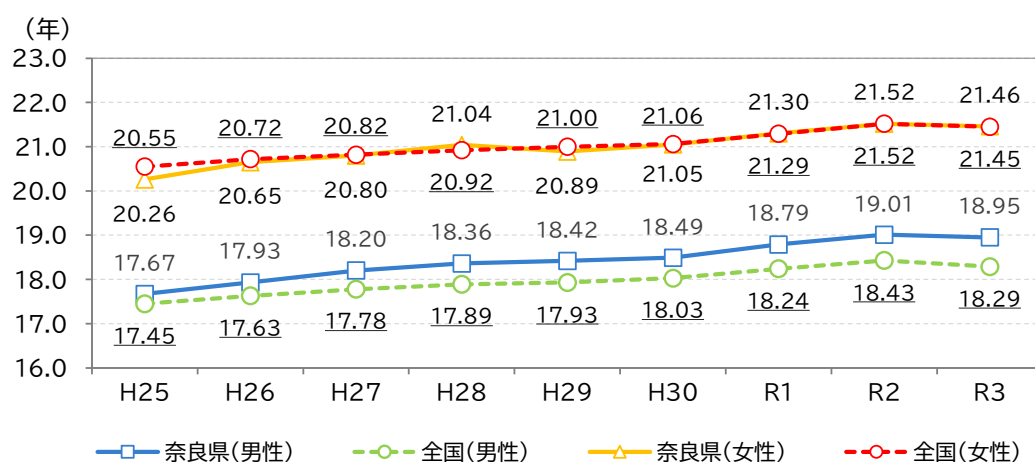
1. 奈良県の栄養・食生活に関する現状

(1)健康寿命について

① 健康寿命

健康寿命(65歳平均自立期間)は、男女ともに延伸し、令和3(2021)年で男性が 18.95 年(全国 3 位)、女性が 21.46 年(全国21位)となっています。

図 2:健康寿命(65歳平均自立期間)の推移

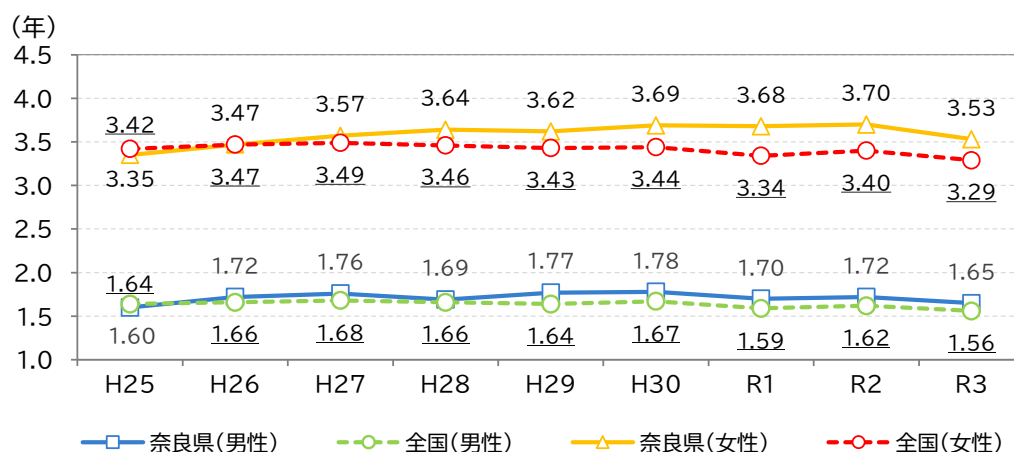


出典:奈良県「奈良県民の健康寿命」

② 平均要介護期間

65 歳時の平均要介護期間は、男女ともにほぼ横ばいで推移しており、令和3(2021)年で男性が 1.65 年(全国 39 位)、女性が 3.53 年(全国43位)となっています。

図 3:平均要介護期間の推移



出典:奈良県「奈良県民の健康寿命」

健康寿命について

健康寿命とは、日常的に介護を必要とせず、健康で自立した生活ができる期間であり、平均余命から介護が必要な期間(平均要介護期間)を差し引いた期間に相当します。

本県では、介護保険制度の要介護1までの方を「健康」とし、「65歳平均自立期間」を健康寿命と定義しています。(詳細は奈良県健康推進課ホームページに掲載)

$$\text{健康寿命} = (\text{平均余命}) - (\text{平均要介護期間})$$

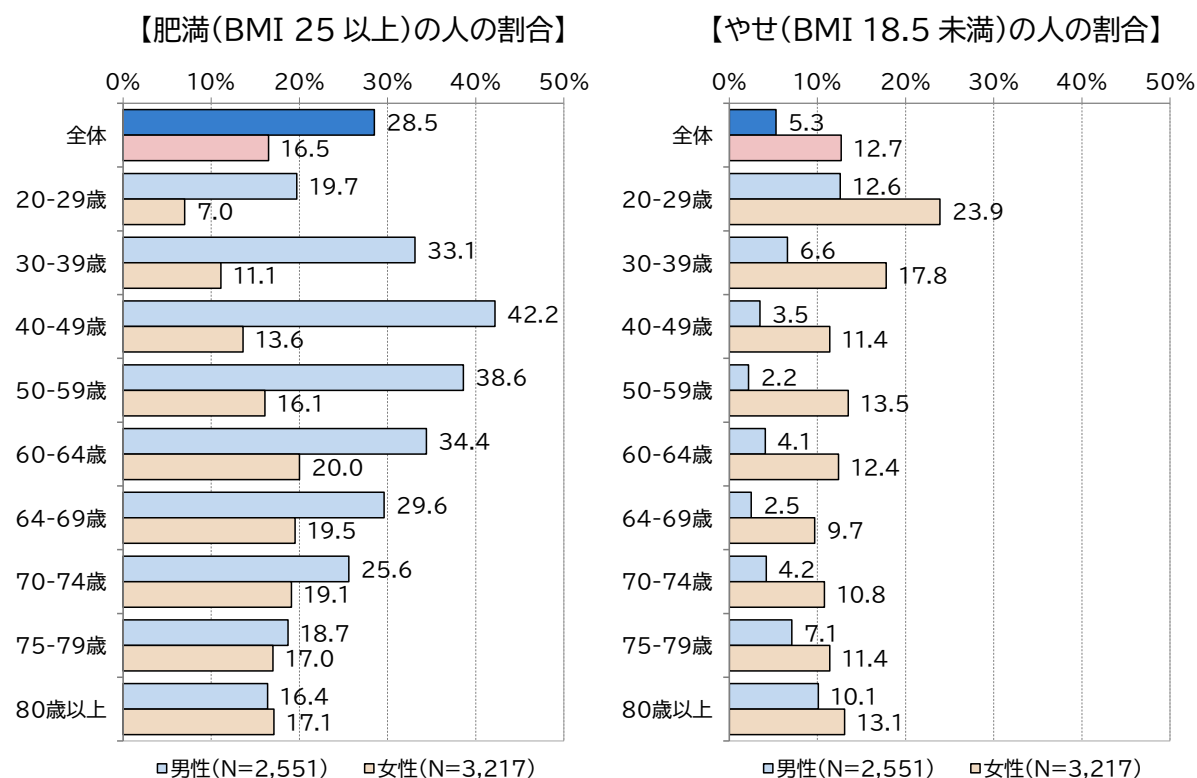
(65歳平均自立期間)

(2) 栄養・食生活について

① 「肥満」と「やせ」の状況

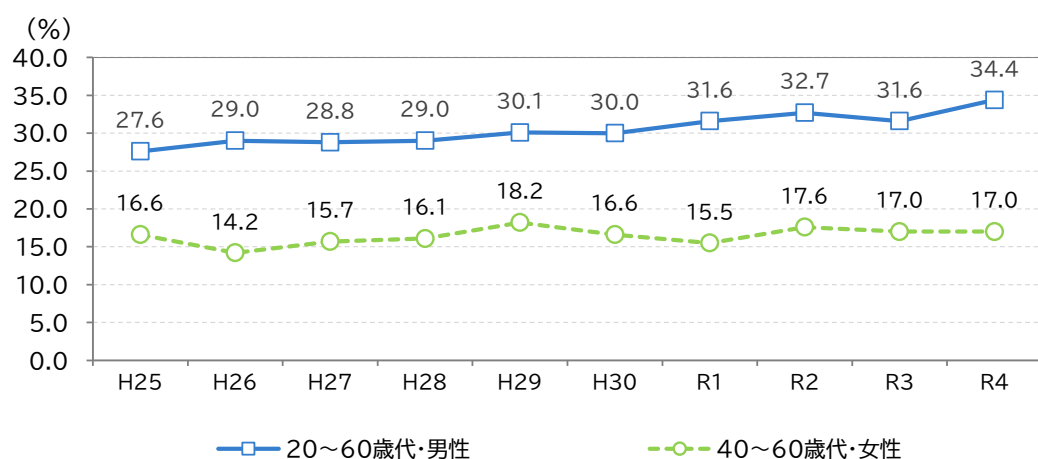
肥満(BMI 25 以上)の人の割合は、緩やかに増加しています。令和4(2022)年度では、男性が28.5%、女性が16.5%となっており、男性の40歳代が42.2%と最も高く、男性の30~64歳はいずれも3割を超えています。一方、やせ(BMI 18.5未満)の人の割合は、男性が5.3%、女性が12.7%で、女性の20歳代が23.9%で最も高くなっています。

図4:肥満とやせの割合(性・年齢階級別)



出典:奈良県「令和4年度なら健康長寿基礎調査」

図5:肥満者(BMI 25以上)の割合

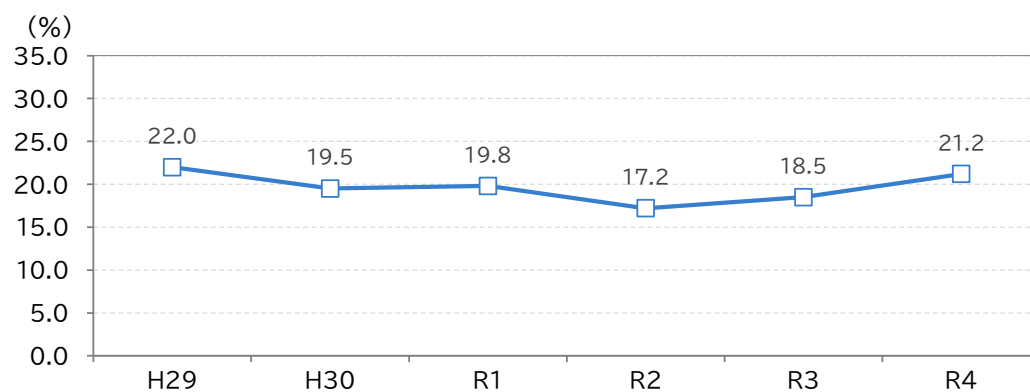


出典:奈良県「なら健康長寿基礎調査」

② 高齢者の低栄養傾向

低栄養傾向(BMI 20 以下)にある高齢者(65 歳以上)の割合は、20%前後で推移しており、令和4(2022)年度は 21.2%となっています。

図6:低栄養傾向(BMI 20 以下)の高齢者(65 歳以上)の割合

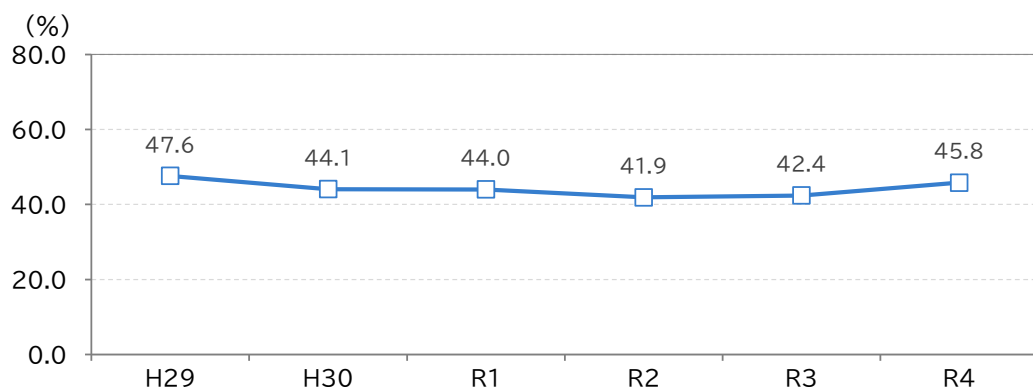


出典:奈良県「なら健康長寿基礎調査」

③ バランスの良い食事の摂取状況

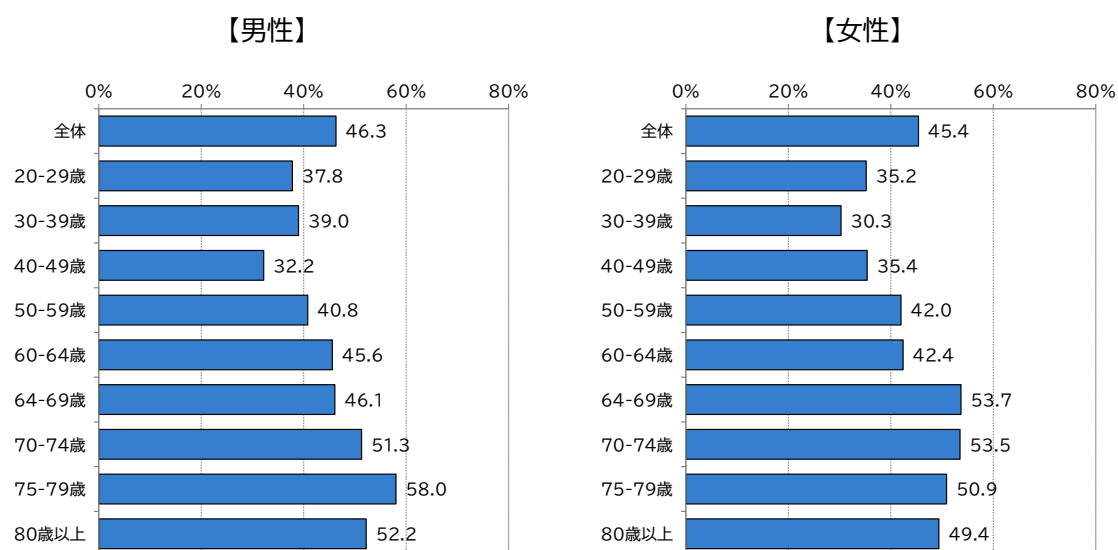
主食・主菜・副菜をそろえて1日2回以上食べる頻度が「ほぼ毎日」の人の割合は、平成 29(2017)年度以降ほとんど変化しておらず、令和4(2022)年度では、男性が46.3%、女性が45.4%となっており、男女ともに 20～40 歳代の割合が低くなっています。

図7:主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合



出典:奈良県「なら健康長寿基礎調査」

図8:主食・主菜・副菜をそろえて1日2回以上食べる頻度が「ほぼ毎日」の人の割合
(性・年齢階級別)



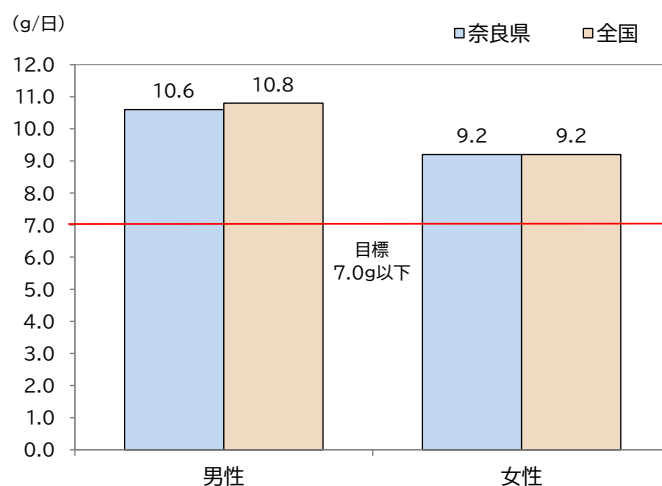
出典:奈良県「令和4年度なら健康長寿基礎調査」

④ 食塩摂取量と野菜摂取量

食塩摂取量は、平成 28(2016)年の国民健康・栄養調査(厚生労働省)によると、男性が 10.6g/日、女性が 9.2g/日で、目標とする 7.0g/日と比べて多くなっています。

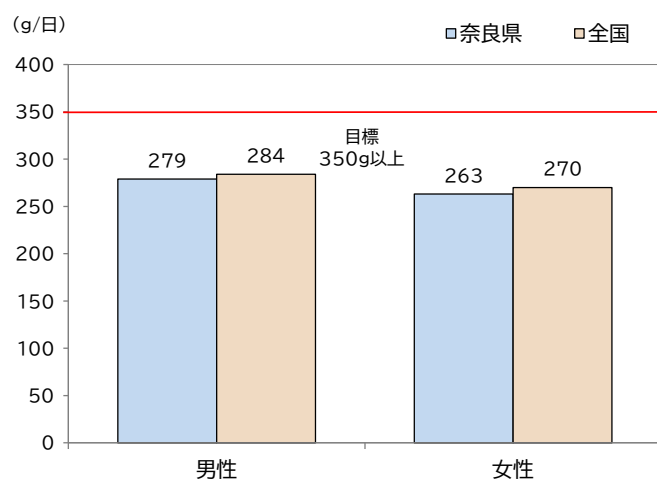
野菜摂取量は、平成 28(2016)年の国民健康・栄養調査(厚生労働省)によると男性が 279g/日、女性が 263g/日で、全国と比較して少なく、また、目標とする 350g/日に達していません。

図9:1日あたりの食塩摂取量(20 歳以上)(性別)



出典:厚生労働省「国民健康・栄養調査(平成 28 年)」

図 10:1日あたりの野菜摂取量(20 歳以上)(性別)

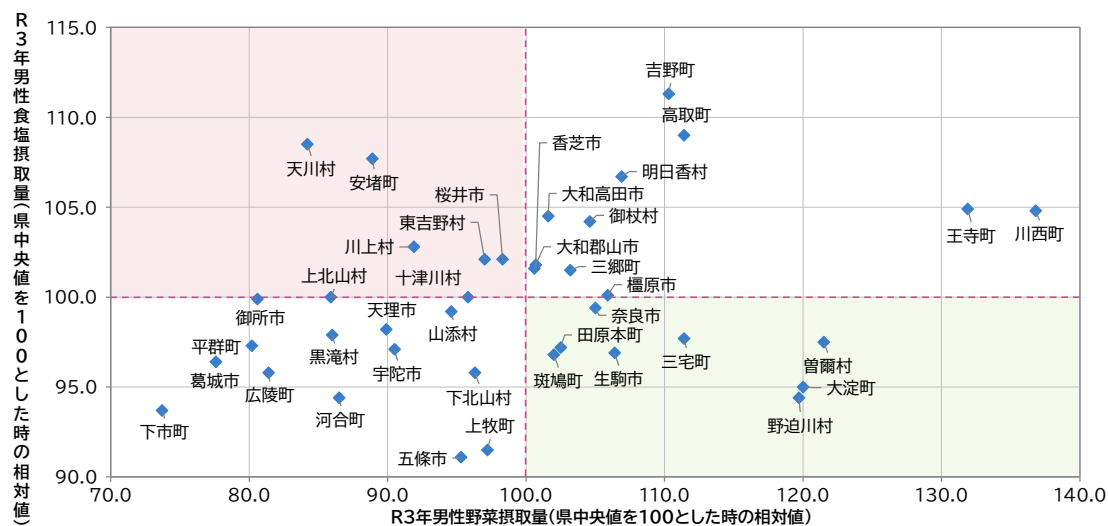


出典:厚生労働省「国民健康・栄養調査(平成 28 年)」

⑤ 食塩摂取量及び野菜摂取量に関する市町村比較

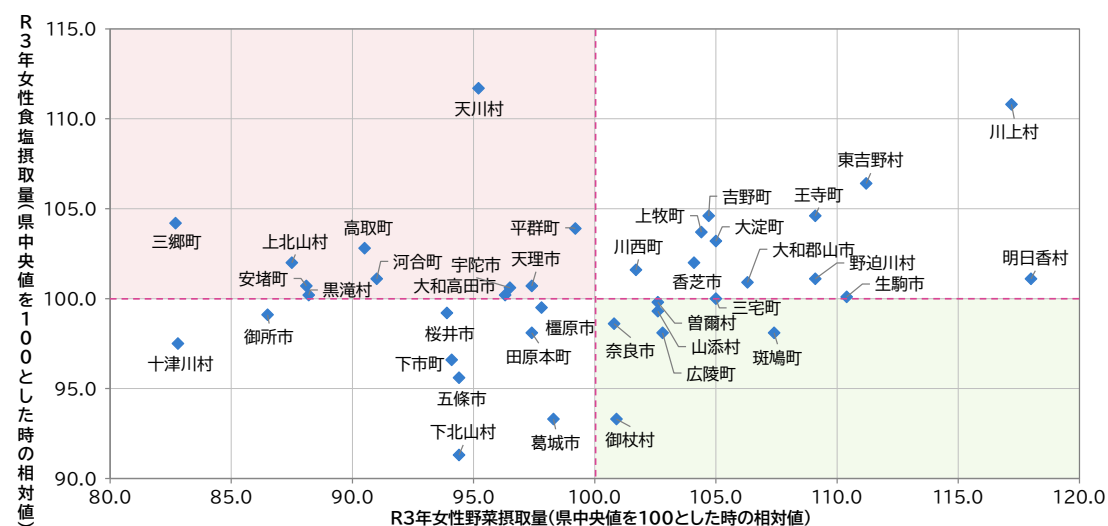
令和3(2021)年奈良県県民健康・食生活実態調査における食塩摂取量及び野菜摂取量について、県全体の中央値を基準(=100)にした場合の各市町村の相対値を算出し、散布図を用いて市町村比較を行いました。右下のグループは県全体と比較して野菜摂取量が多く、食塩摂取量が少ない市町村になります。一方、左上のグループは県全体と比較して野菜摂取量が少なく、食塩摂取量が多い市町村になります。

図 11: 食塩摂取量及び野菜摂取量の県中央値を 100 とした時の相対値(男性)



出典: 奈良県「令和3年度奈良県県民健康・食生活実態調査」

図 12: 食塩摂取量及び野菜摂取量の県中央値を 100 とした時の相対値(女性)

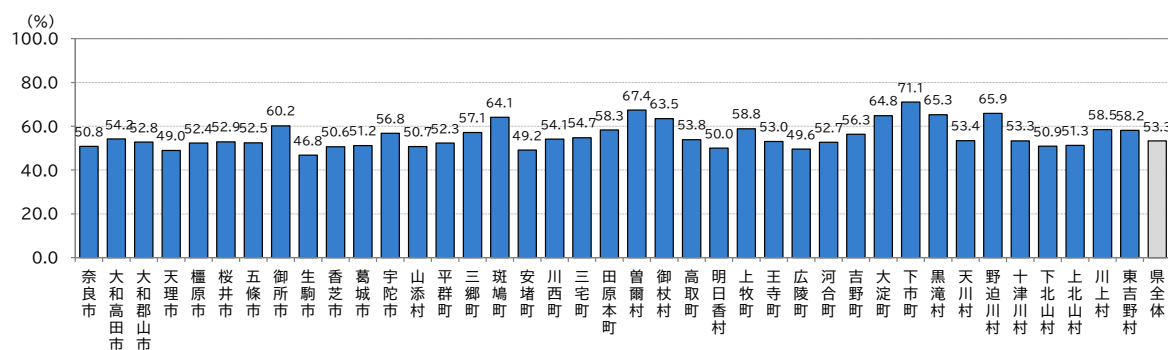


出典: 奈良県「令和3年度奈良県県民健康・食生活実態調査」

塩分を取り過ぎないように気をつけている人の割合は、県全体で 53.3%、市町村別では、最も高い市町村で71.1%、最も低い市町村で 46.8%となっています。

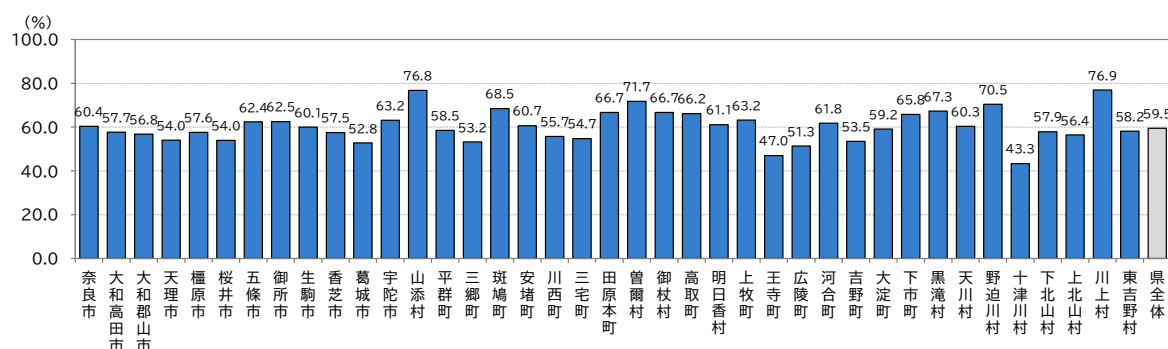
野菜をたくさん食べるよう気をつけている人の割合は、県全体で 59.5%、市町村別では、最も高い市町村で 76.8%、最も低い市町村で 43.3%となっています。

図 13:「塩分を取り過ぎないようにすること」に気をつけている人の割合(市町村別)



出典:奈良県「令和3年度奈良県県民健康・食生活実態調査」

図 14:「野菜をたくさん食べるようにすること」に気をつけている人の割合(市町村別)

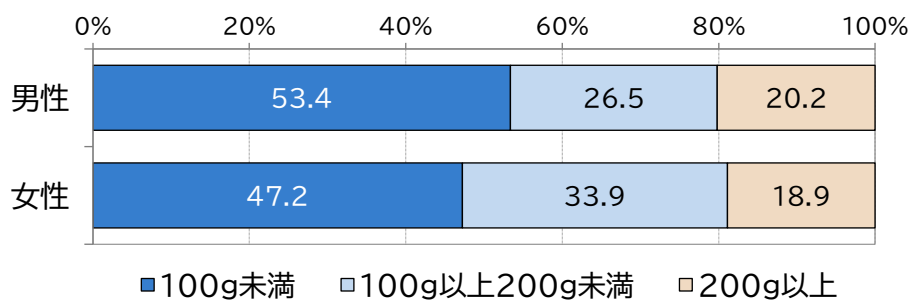


出典:奈良県「令和3年度奈良県県民健康・食生活実態調査」

⑥ 果物摂取量

1日あたりの果物摂取量(20 歳以上)について、健康日本21(第三次)における摂取目標量である 200g を摂取している人の割合は、男性が 20.2%、女性が18.9%となっており、男女ともに約半数の人が100g 未満となっています。

図 15:1日あたりの果物摂取量(性別)

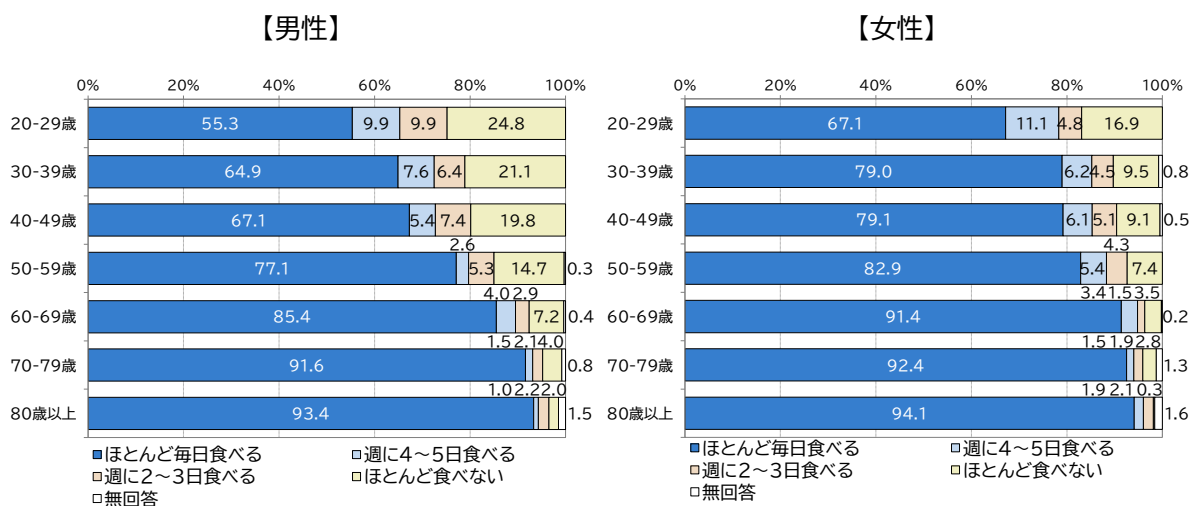


出典:奈良県「令和3年度奈良県県民健康・食生活実態調査」

⑦ 朝食の摂取状況

朝食の摂取について、「ほとんど食べない」と答えた人の割合は、男女ともに若い世代で高くなっており、男性の 20 歳代では 24.8%、30 歳代では 21.1%、女性の 20 歳代では 16.9%となっています。

図 16:朝食の摂取状況(性・年齢階級別)

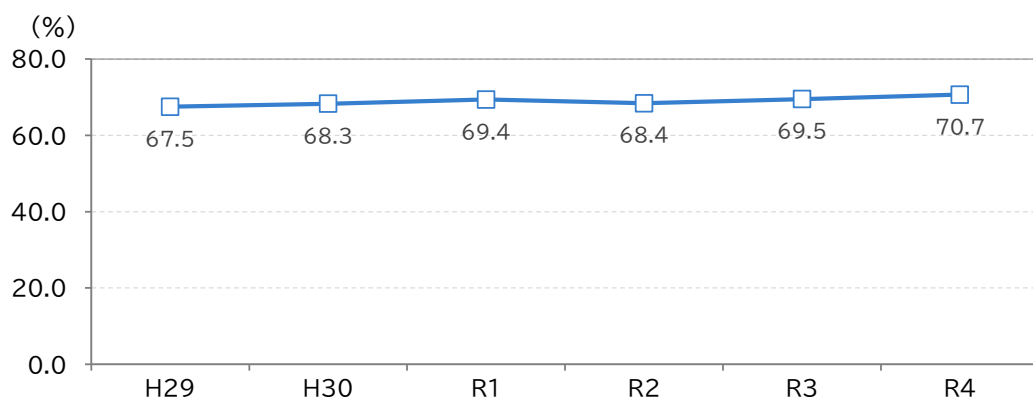


出典:奈良県「令和3年度奈良県県民健康・食生活実態調査」

⑧ 歯と口腔の状況

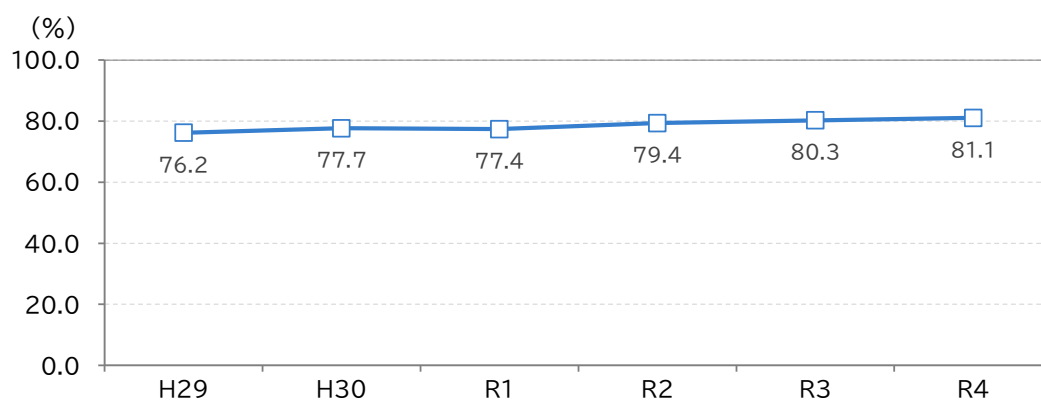
60 歳代における咀嚼良好者の割合については、平成 29(2017)年度以降ほぼ横ばいで推移しており、令和 4(2022)年度で 70.7%となっています。また、60(55～64)歳で自分の歯が 24 本以上の人の割合については、概ね増加傾向で推移しており、令和 4(2022)年度で 81.1%となっています。

図 17:60 代における咀嚼良好者の割合



出典:奈良県「なら健康長寿基礎調査」

図 18:60(55～64)歳で自分の歯が 24 本以上の人の割合



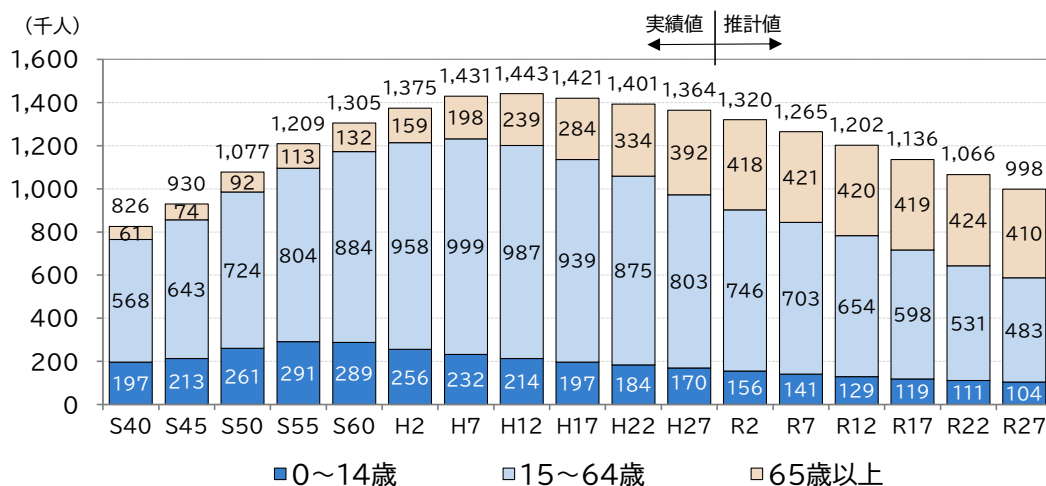
出典:奈良県「なら健康長寿基礎調査」

(3)世帯構造等の変化について

① 人口の推移

本県の人口は、平成 17(2005)年に減少に転じ、今後も減少が続くことが予想されています。年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64 歳)が減少する一方で、老年人口(65 歳以上)は増加します。

図19:人口の推移及び将来推計人口(奈良県)

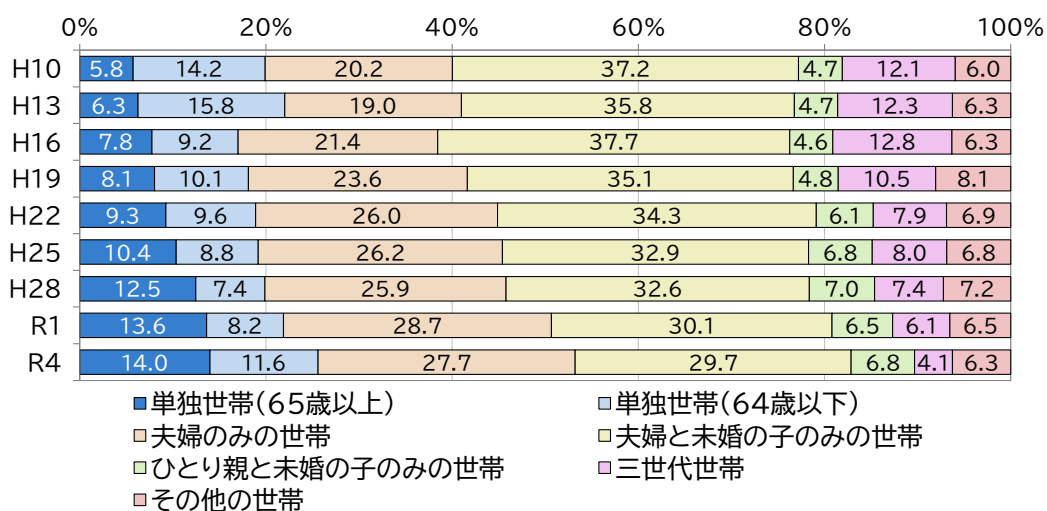


出典:総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」(平成 30(2018)年推計)

② 世帯構造の変化

世帯構造については、単独世帯(65 歳以上)が増加する一方で、夫婦と未婚の子のみの世帯と三世帯世帯が減少しています。

図 20:世帯構造の変化(奈良県)

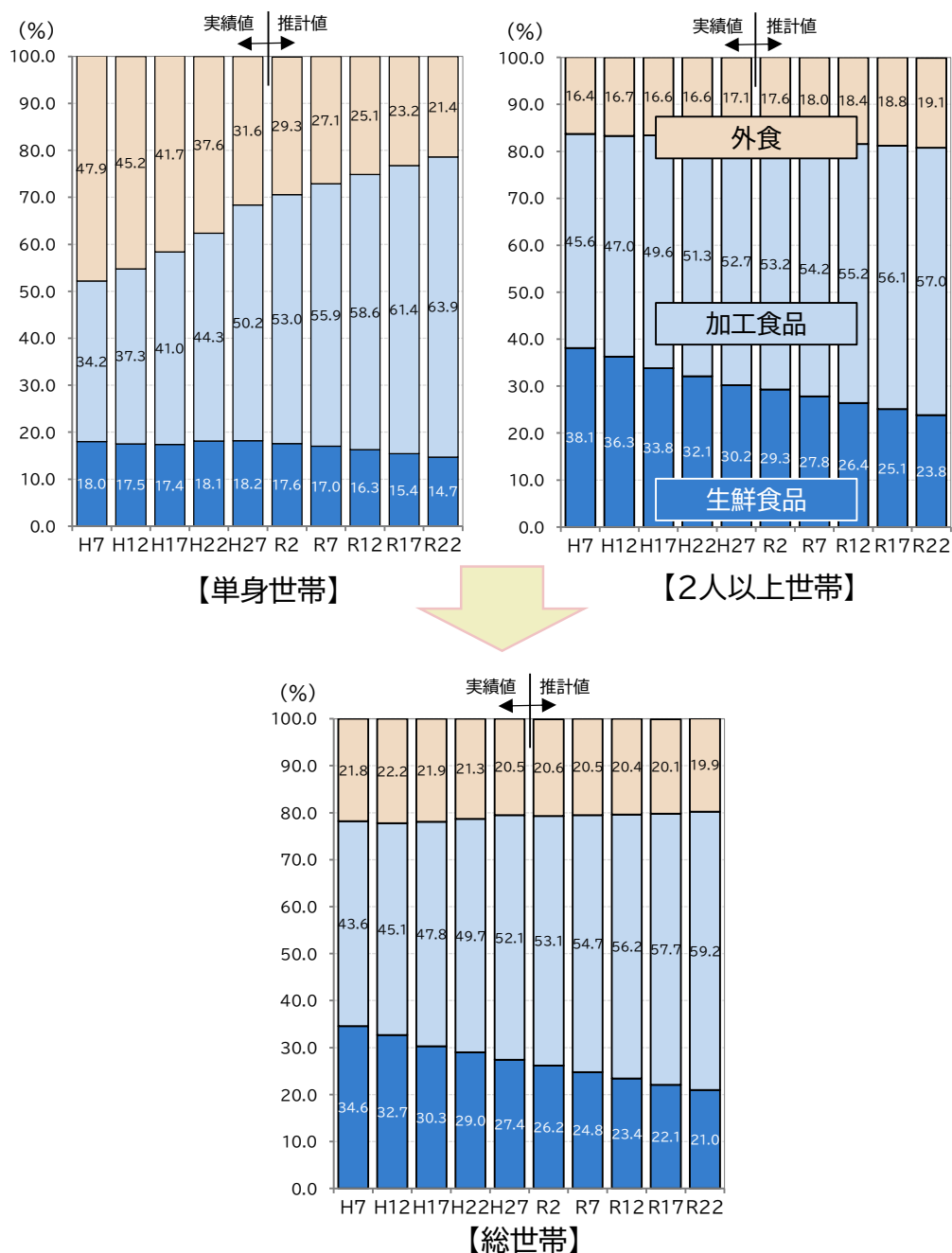


出典:厚生労働省「国民生活基礎調査」

③ 世帯類型別の食料支出構成割合(全国)

全国の外食及び加工食品、生鮮食品別に食料支出の構成割合を見ると、内食から中食への食の外部化がいつそう進展し、特に単身世帯では、外食、生鮮食品からの転換により、加工食品の占める割合が著しく増大すると見込まれています。

図21:世帯類型別の食料支出割合



注: 1.平成 27 年までは、家計調査、全国消費実態調査等より計算した実績値で、令和2年以降は推計値。

2.生鮮食品は、米、生鮮魚介、生鮮肉、牛乳、卵、生鮮野菜、生鮮果物の合計。加工食品は、生鮮食品と外食以外の品目。

出典:農林水産政策研究所「我が国の食料消費の将来推計(2019 年版)」を一部改変

2. 第3期計画の評価と今後の方向性

第3期計画においては、4つの基本方針のもと、27個の指標、38個の数値目標を設定しました。
(再掲含む)

各目標について、健康日本 21(第三次)の評価方法を参考に、下記の評価基準のとおり、4段階で評価を行いました。

		基本方針1 健康づくりを推進 するための食育	基本方針2 次世代の健全な食 習慣形成のための 食育	基本方針3 奈良県の食の魅 力向上のための 食育	基本方針4 食を支える 食環境づくり	合計
A	目標値に達した	4	2	3	6	15
B	目標値に達していない が改善傾向にある	2	0	0	0	2
C	変わらない	2	2	0	0	4
D	悪化している	7	7	0	3	17
計		15	11	3	9	38

■評価基準について

- A:目標値に達した → 直近値が目標値に達したもの
 B:目標値に達していないが改善傾向にある → 策定時の値と目標値との差の30%以上改善したもの
 C:変わらない → A、B、D に該当しないもの
 D:悪化している → 策定時の値から5%以上悪化したもの

※目標を「増加」、「減少」としていたものは、策定時の値から5%以上改善のあったものを A、
5%以上悪化したものを D、それ以外を C と判定した

※目標を「現状維持」としていたものは、策定時の値から現状値維持及びそれ以上の改善のあった
ものを A、5%以上悪化したものを D、それ以外を C と判定した

(1)基本方針ごとの評価

基本方針1 健康づくりを推進するための食育

	項目	目標値 (R4)	策定時 (H29)	直近値 (R4)	評価
1-1	減塩を目的とした事業に取り組む市町村数	39 市町村	34 市町村	39 市町村	A
1-2	野菜摂取量増加を目的とした事業に取り組む市町村数	39 市町村	29 市町村	39 市町村	A
1-3	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合	70%以上	47.6%	45.8%	C
1-4	肥満者(BMI25 以上)の割合 (20～60 歳代・男性/40～60 歳代・女性)	男性 26.0% 女性 14.0%	男性 30.1% 女性 18.2%	男性 34.4% 女性 17.0%	D C
1-5	糖尿病有病者の割合(50 歳代)	現状維持	男性 8.2% 女性 3.1%	男性 10.2% 女性 3.0% (R3)	D A
1-6	血圧要治療者の割合(50 歳代)	男性 23.2% 女性 14.6%	男性 25.8% 女性 16.2%	男性 27.8% 女性 15.0% (R3)	D B
1-7	生活習慣病のリスクを高める飲酒をしている人の割合	男性 9.5% 女性 4.9%	男性 10.5% 女性 6.8%	男性 11.5% 女性 5.5%	D B
1-8	低栄養傾向(BMI 20 以下)の高齢者の割合	21.2%	22.0%	21.2%	A
1-9	5 歳児の肥満傾向児の割合	減少	男子 2.09% 女子 1.04%	男子 2.95% 女子 2.26% (R3)	D D
1-10	妊婦に対する歯科口腔保健指導等の実施市町村数	36 市町村	32 市町村	31市町村	D

■評価

- 減塩や野菜摂取量の増加を目的とした事業をすべての市町村で取り組むことができました。
- 食事全体の栄養バランスの指標である主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合は、計画策定時と比較して変わりませんでした。男女ともに 20～40 歳代で、その割合は低くなっていました。
- 男性について、肥満や糖尿病有病者及び血圧要治療者の割合、生活習慣病のリスクを高める飲酒をする人の割合が悪化していました。

■第4期計画における方向性

- 働き盛り世代に対し、重点的に食生活改善に関する普及啓発を行い、併せて、適切な食生活が継続できるための環境整備を図るため、市町村や職域等の関係機関や団体、民間事業者等と目的を共有し、取組を実施します。

基本方針2 次世代の健全な食習慣形成のための食育

	項目	目標値 (R4)	策定時 (H29)	直近値 (R4)	評価
2-1	食を通した保護者への支援ができていると回答する保育所等の割合	増加	67.0%	66.4%	C
2-2	「食育推進委員会」の開催率	増加	小 81.5% 中 88.6% 高 77.1%	小 75.1% 中 71.6% 高 86.8%	D D A
2-3	朝食を毎日食べていないと回答する児童・生徒の割合	減少	小5男子 0.9% 小5女子 0.6% 中2男子 1.7% 中2女子 1.4%	小5男子 1.5% 小5女子 1.1% 中2男子 3.0% 中2女子 2.4%	D D D D
2-4	学校給食 1食あたりの野菜使用量	増加	小 97g 中 118g	小 91.5g 中 113.1g	D C
2-5	学校給食において地場産物及び県内製造品を活用している割合	増加	19.0%	29.5%	A

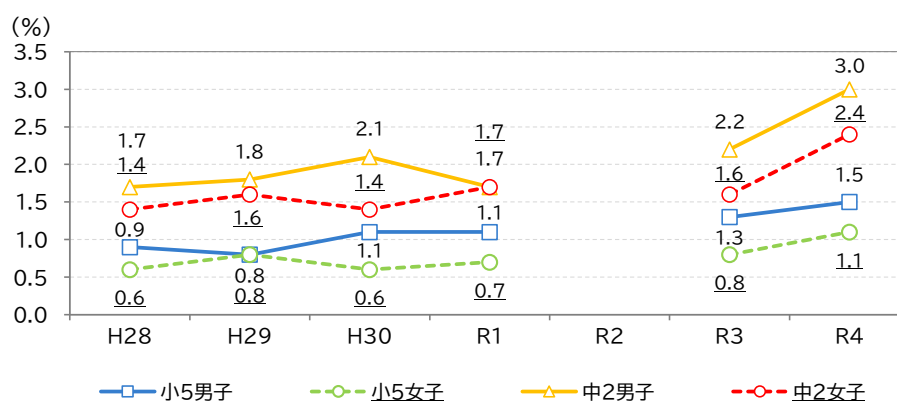
■評価

- 朝食を毎日食べないと回答する児童・生徒の割合が増加しました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により会議開催が制限され、小中学校における食育推進委員会の開催率が減少し、保育所等における保護者支援の取組についても変化が見られませんでした。
- 学校給食における野菜の使用量は減少しました。一方で、地場産物及び県内製造品を活用している割合は増加しました。

■第4期計画における方向性

- 次世代の健全な食習慣形成のためには、家庭での食育が基本になることから、保護者に対する支援や普及啓発等の取組を、保育所や学校、地域の関係機関や団体と目的を共有して推進します。

図 22:朝食を毎日食べていないと回答する児童・生徒の割合



出典:スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

基本方針3 奈良県の食の魅力向上のための食育

	項目	目標値 (R4)	策定時 (H29)	直近値 (R4)	評価
3-1	協定直売所「地の味 土の香」の売上額	60 億円	57.0 億円	109.7億円	A
3-2	GAP 認証農場数	45 農場	15 農場	74農場	A
3-3	学校給食において地場産物及び県内製造品を活用している割合(再掲)	増加	19.0%	29.5%	A

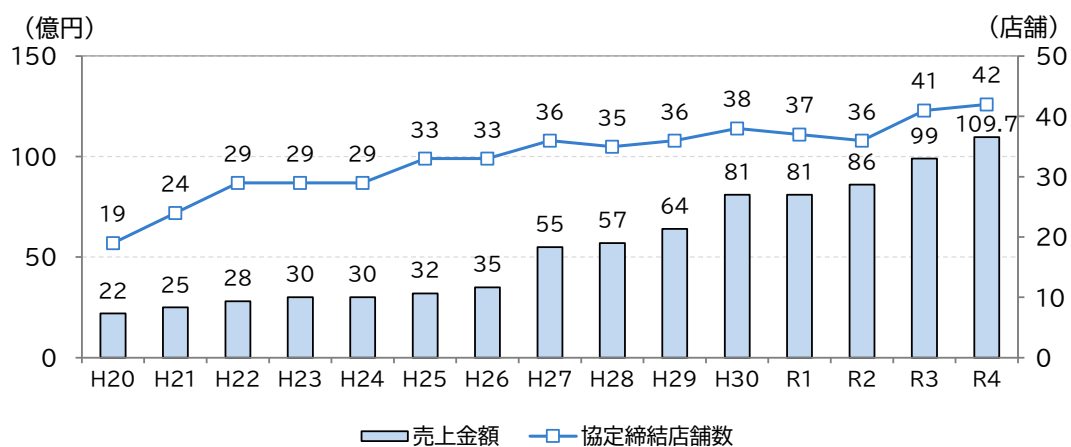
■評価

○3項目すべての指標を目標達成しました。

■第4期計画における方向性

○「奈良県豊かな食と農の振興計画」と目標等を共有し、引き続き連携を図りながら取組を進めます。

図23:協定直売所の売上額及び店舗数の推移



出典:豊かな食と農の振興課

基本方針4 食を支える食環境づくり

	項目	目標値 (R4)	策定時 (H29)	直近値 (R4)	評価*
4-1	奈良県食品安全・安心懇話会の開催回数	2 回	2 回	2 回	A
4-2	ならの食に関するリスクコミュニケーションの開催回数	1～2 回	1 回	1 回	A
4-3	食品衛生監視指導計画に基づくのべ監視施設数	12,000 施設	13,373 施設	3,811 施設	D
4-4	食品検査検体数	1,063 検体	1,105 検体	683 検体	D
4-5	ならハサップ認証施設数	25 施設	5 施設	61 施設	A
4-6	食育ボランティア数	増加	3,786 人	4,775 人	A
4-7	新規就農者数/年	増加	52 人	45 人	D
4-8	食育推進計画策定市町村数	39 市町村	32 市町村	39 市町村	A
4-9	やさしおベジ増しプロジェクト参加協力店数	増加	50 店	58 店	A

■評価

- 市町村食育推進計画は、すべての市町村において策定できました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、監査指導及び食品検査の件数は減少しました。

■第4期計画における方向性

- 市町村における食育の取組が効果的に推進できるよう適切な支援を図ります。
- 食の安全安心に関する取組について、「奈良県食の安全・安心計画」と目標等を共有し、連携を図りながら取組をすすめます。

第3章 奈良県が目指す食育

1. 基本理念

「食」を通して健全な心身を培い、 豊かな人間性を育む

この基本理念は第1期奈良県食育推進計画を策定した際に掲げたものであり、本計画でも継承します。

すべての県民が生涯にわたり様々な経験を通じて「食」に関心を持ち、「食」の安全や栄養、食文化などの「食」に関する知識を身につけ、健全な心身を培うための「食」を選択する力を養うとともに、「食」に対する感謝の気持ちや「食」を大切にすることを心を持った豊かな人間性を育むことを基本理念とします。

2. 目指す姿

基本理念を踏まえ、計画の推進による将来の県民の姿として次の4点を掲げます。

- 県民が健康的な食習慣を習得し、実践できる
- 子どもが「食」と「健康」に関心をもち、健康的な食生活を実践できる
- 県民が県産農畜水産物に関心をもち、消費拡大が進む
- 県民が「食」や「食の安全」に関する知識と理解を深め、自らの食生活を適切に判断、選択できる

3. 基本方針

目指す姿の実現にむけて、4つの基本方針を掲げ、実効性のある施策を展開します。

I 健康寿命の延伸にむけた食育

健康寿命の延伸には、生活習慣病の発症と重症化予防及びフレイル予防や低栄養予防の取組が不可欠であり、健全な食生活をおくることはその対策として重要です。

県では、県民一人ひとりが必要な知識や技術を習得し、健全な食生活を自ら主体的に実践できるよう、目的と対象を明確にした食育を推進するとともに、健康に無関心な層を含む幅広い世代を対象に意識せずとも自然に健康になれる持続可能な食環境づくりに取り組みます。

II 次世代の健全な食習慣形成のための食育

生涯にわたる健全な食生活の基礎を形成するため、子どもの頃からの食育は大切であり、家庭は重要な役割を担います。

県では、すべての子どもが健全な食に関する知識や実践力を身につけられるよう、家庭、地域、学校等が連携して食育を推進します。また、子どもの保護者世代を対象に、自らが食に関心を持ち、生活習慣や食習慣の改善を図るための取組も併せて推進します。

III 奈良の食の魅力向上のための食育

食は栄養を補うものだけでなく、楽しみや文化的・精神的な豊かさを与えてくれるものです。県の農産物や食文化を守り、県民が健康で誇りをもって暮らせるよう、奈良県の特色ある食の継承・発展を目指すため、環境と調和した消費の啓発や県産農畜水産物、郷土料理など魅力的な食を広く発信し、次世代に継承する食育を推進します。

IV 食を支える環境づくり

すべての県民が食育を理解し、自らが主体となって食育活動を実践するために、食育に関わる人材の育成や資質の向上、ボランティア等の地域団体・関係団体の活動強化、市町村の取組支援等、食育推進体制の整備充実を図ります。

また、情報発信等について、デジタル技術を活用した食育を推進します。

第4章 食育の施策展開

1. 基本方針ごとの施策及び取組の方向性

－ 基本理念 －

「食」を通して健全な心身を培い、
豊かな人間性を育む

目指す姿

- 県民が健康的な食習慣を習得し、実践できる
- 子どもが「食」と「健康」に関心をもち、健康的な食生活を実践できる
- 県民が県産農畜水産物に関心をもち、消費拡大が進む
- 県民が「食」や「食の安全」に関する知識と理解を深め、自らの食生活を適切に判断、選択できる

基本方針	施策の体系	取組の方向性
I 健康寿命の延伸 にむけた食育	1. 生活習慣病の 発症と重症化予防	(1) 健康的な食生活の普及推進
		(2) 職場における食育の推進 新規
	2. 高齢者の 健康づくり	(3) フレイル・低栄養予防の推進 新規
		(4) オーラルフレイル予防の推進 新規
	3. 自然に健康に なれる食環境づくり	(5) 食品関連事業者における食育の推進
		(6) 給食を通じた食育の推進
II 次世代の健全な食習慣 形成のための食育	4. 健やかな発育、 基本的な生活習慣の形成	(7) 保育所・幼稚園等における食育の推進
		(8) 小・中学校等における食育の推進
		(9) 子育て家庭・地域における食育の推進
III 奈良の食の魅力向上 のための食育	5. 健康な食生活の 定着と実践	(10) 若い世代に対する取組の推進 新規
IV 食を支える環境づくり	6. 奈良の食の理解と 実践	(11) 地産地消の推進
		(12) 食文化（郷土食）の継承
	7. 食育推進のための 体制整備	(13) 食の担い手の育成と活動支援
		(14) 市町村における食育の推進
		(15) 多様な主体による食育の推進
	8. 社会情勢の変化に 対応した食育	(16) 食品ロスの削減にむけた食育の推進 新規
		(17) 食の安全安心の取組推進
		(18) デジタル化に対応した食育の推進 新規
		(19) 災害時の備えの推進 新規

※「新規」は、第4期計画から新たに施策展開を実施するもの

2. 取組の内容

基本方針1 健康寿命の延伸にむけた食育

(1) 施策1 生活習慣病の発症と重症化予防

① 健康的な食生活の普及推進

健康寿命の延伸にむけて、健康的な食生活習慣の定着が必要です。県民一人ひとりが生涯を通じて望ましい食習慣を実践するため、栄養バランスに配慮した食事、野菜の摂取量増加や減塩など、健康的な食生活の知識や技術の習得につながるよう、県では「やさしおベジ増し宣言」(主食・主菜・副菜のそろった食事を1日2回以上とることを基本に身体にやさしい塩加減で野菜を増した食生活を実践すること)の周知啓発を軸に、市町村や関係機関、団体等と連携して効果的な普及啓発の取組を進めます。

◆主な取組例と実施機関

主な取組例	主な実施機関
○「やさしおベジ増し宣言」(主食・主菜・副菜がそろった食事を1日に2回以上とることを基本に、身体にやさしい塩加減で、野菜を増した食生活を実践すること)の定着にむけた普及啓発 ○減塩及び野菜摂取の増加に関する内容やその効果に関する普及啓発 ○1日3食、ゆっくりよく噛んで食べる等、適切な食生活習慣に関する普及啓発 ○適正体重の維持に関する普及啓発	県 市町村 栄養士会 食生活改善推進員協議会
○市町村や保険者が行う健診等に合わせて、個別の健康状態に応じた栄養指導の実施	市町村
○食品関連事業者等に対して、健康的な食生活支援に関する情報提供の実施	県

※ 主な実施機関として、奈良県食育推進会議に委員として参加されている団体等についても記載しています。

◆評価指標

評価指標	現状値	目標値 (R11)	把握方法	目標値の考え方
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合	45.8% (R4)	50%	なら健康長寿基礎調査	健康日本21(第三次)の目標値と同値
1日あたりの食塩摂取量(20歳以上男女)	男性 10.6g 女性 9.2g (H28)	男女とも 7g	厚生労働省「国民健康・栄養調査」	健康日本21(第三次)の目標値と同値
1日あたりの野菜摂取量(20歳以上男女)	男性 279g 女性 263g (H28)	男女とも 350g	厚生労働省「国民健康・栄養調査」	健康日本21(第三次)の目標値と同値
1日あたりの果物摂取量が100g未満の人の割合(20歳以上男女)	男性 53.4% 女性 47.2% (R3)	男女とも 30%	県民健康・食生活実態調査	第4次食育推進基本計画の目標値と同値
適正体重(BMI18.5以上25未満(65歳以上はBMI20を超え25未満))の人の割合(20歳以上男女)	60.4% (R4)	65.6%	なら健康長寿基礎調査	肥満、やせ、低体重の目標を達成した場合の値(R4年調査の人口構成で算出)
人と比較して食べる速度が速い人の割合	R6年 3月把握	令和6年度 設定	なら健康長寿基礎調査	(参考) NDB オープンデータ 33.4%(R2)

② 職場における食育の推進

【新規】

肥満などの健康課題の多い働き盛り世代に対しては、職場(事業所等)における健康づくりの取組が必要となります。そのため、健康づくりに取り組む事業所への支援を実施し、また、従業員が健康であることは、企業の業績向上にもつながることから、「健康経営」の推進についても支援し、関係者と連携・協働した取組を推進します。

また、社員食堂等で食事を提供する事業所においては、健康に配慮した食事の提供ができるよう支援を行います。

◆主な取組例と実施機関

主な取組	主な実施機関
○特定健診の受診促進及び保健指導の利用啓発 ○職場まるごと健康宣言(健康経営の考え方を取り入れて従業員の健康保持増進を図る)の普及啓発	全国健康保険協会奈良支部
○事業所における生活習慣病の予防を主とした講座の実施支援	全国健康保険協会奈良支部 県
○社員食堂等において、健康に配慮したメニューの提供及び啓発媒体の掲示	県
○地域職域連携推進協議会の開催	県

◆評価指標

評価指標	現状値	目標値 (R11)	把握方法	目標値の考え方
「職場まるごと健康宣言」をする事業所の数	904 社 (R5年3月)	増加	全国健康保険協会 奈良支部調べ	—
栄養バランスや減塩に配慮した食事を提供する社員食堂の割合	52.8% (28/53) (R4)	64%	保健所調べ	1 年 1 箇所増
主食・主菜・副菜のそろった食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合 (20～50 歳代男女)	37.3% (R4)	41%	なら健康長寿基礎 調査	全体目標と同様に10%増を目指す
肥満者(BMI25 以上)の割合(20～60 歳代男性) (40～60 歳代女性)	男性 34.4% 女性 17.0% (R4)	男性 31.8% 女性 15.8%	なら健康長寿基礎 調査	健康日本21(第三次)の目標値を R16 年に達成するための R11 年の値

(2)高齢者の健康づくり

③ フレイル・低栄養予防の推進

【新規】

高齢者は、食事内容が単調になったり、食事の回数が減ること等により、低栄養の状態になることがあります。低栄養の状態では、筋肉量や骨量が減少するため、転倒しやすくなり、骨折の危険性が増加します。また、血液中のアルブミンなどの減少により免疫機能が低下し、感染症を引き起こしやすくなります。これらのことから、普段から体重の変化に注意すること、1日3食しっかり食べること及び主食・主菜・副菜を組み合わせ、たんぱく質を含む食品を意識して食べることを普及啓発していきます。

◆主な取組例と実施機関

主な取組	主な実施機関
○フレイル予防のための食事のとり方に関する啓発媒体の作成及び普及啓発	県 栄養士会
○通いの場等において適切な食事内容や食べ方に関する普及啓発	市町村 栄養士会 食生活改善推進員協議会
○市町村における地域ケア会議の実施及び支援 ○地域ケア会議に栄養士が参画し、要支援高齢者等の食生活支援や訪問食事相談を実施	県 市町村 栄養士会

◆評価指標

評価指標	現状値	目標値 (R11)	把握方法	目標値の考え方
地域等で共食している人の割合	R6 年 3 月把握	令和 6 年度 設定	なら健康長寿基礎 調査	(参考)健康日本21(第 三次)の目標値30% (R14)
フレイルについて、「言葉も意味もよく知っている」「言葉も知っているし、意味も大体知っている」人の割合	18.7% (R3)	30%	県民健康・食生活 実態調査	類似調査 江戸川区調査(R3) 30.3%
低栄養傾向の高齢者(65 歳以上 BMI 20 以下)の割合	21.2% (R4)	16.8%	なら健康長寿基礎 調査	全国値より高いことから 健康日本21(第二次)の 最終評価の値(R1)を目指す (参考)健康日本21(第 三次)の目標値 13.0% (R14)

④ オーラルフレイル予防の推進

【新規】

低栄養の予防は、適切な栄養量を摂取することが基本となるため、口腔機能の維持向上が必要となります。高齢期は、歯の喪失や唾液分泌量の減少、咀嚼・嚥下機能の低下による誤嚥や誤嚥性肺炎を発症することもあり、ささいな口腔機能の衰えに、早めに気づき、早期に適切な対応をとることができるようオーラルフレイルに関する普及啓発を推進します。

◆主な取組例と実施機関

主な取組	主な実施機関
○オーラルフレイルに関する普及啓発 ○市町村における歯周疾患検診等の推進	県 市町村

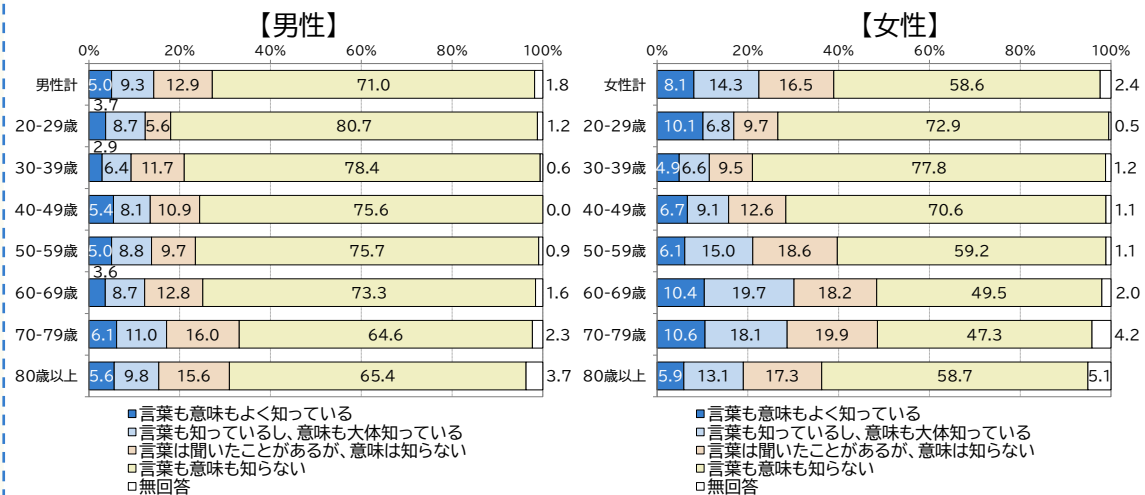
◆評価指標

評価指標	現状値	目標値 (R11)	把握方法	目標値の考え方
60 歳代における咀嚼良好者の割合	70.7% (R4)	76.1%	なら健康長寿基礎 調査	なら歯と口腔の健康づくり計画(第2期)の目標値を達成するための R11 年の値

フレイルについて

フレイルとは、加齢に伴い、体や心のはたらきが弱くなるなどの状態をいいますが、早めに気づいて適切に取り組むことで予防することができます。フレイルを予防するためには、体を動かすことや人との関わりを持続けることに加えて、栄養をしっかりと摂ることが重要です。高齢者の食事のポイントは、3食しっかり食べることに加えて、低下する筋力を補うために、たんぱく質を十分に摂ることです。加齢に伴い噛む力が衰えたり唾液が少なくなったりすると、肉類や魚介類などたんぱく質を多く含む食品を敬遠しがちですが、普段の食事に豆腐や卵などたんぱく質が多いメニューを1品加えたり、ヨーグルトなどを間食としてとるなど、日頃から意識することが大切です。料理が大変な場合は、市販の総菜や缶詰、レトルト食品、バランスの整った弁当などを活用することもコツです。また、しっかりと食事をするためには、歯や口腔を健康に保つことが必要ですので、日頃の歯磨きなどのケアのほか、定期的にかかりつけ歯科を受診することも大切です。

図 24:フレイルの認知度(性・年齢階級別)



出典:奈良県「令和3年度奈良県県民健康・食生活実態調査」

(3)自然に健康になれる食環境づくり

⑤ 食品関連事業者における食育の推進

「主食・主菜・副菜を組み合わせた弁当」や「美味しく減塩された惣菜」等、健康的な食事を提供販売する取組(やさしおベジ増しプロジェクト)や、食品選択の場面において適切な栄養・食生活に関する情報発信を行う等、スーパーマーケット等の食品関連事業者と連携協働した取り組みを推進し、食や健康に関心の薄い人も含め、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを進めます。

◆主な取組例と実施機関

主な取組	主な実施機関
○「主食・主菜・副菜を組み合わせた弁当」や「美味しく減塩された惣菜」等の提供販売に取り組む「やさしおベジ増しプロジェクト」の推進 ○配食事業者等に対する栄養管理等の指導支援	県 栄養士会
○農産物直売所やスーパー等で、県産農産物PRの取組と併せた野菜摂取に関する普及啓発 ○商品陳列棚等を利用した食の情報発信	JA ならけん ならコープ

◆評価指標

評価指標	現状値	目標値 (R11)	把握方法	目標値の考え方
やさしおベジ増しプロジェクト参加協力店の数	58 店舗 (R4)	76 店舗	健康推進課調べ	1 年3店舗増

⑥ 給食を通じた食育の推進

給食の利用者に応じた適切な食事が提供されるよう、健康増進法に基づく特定給食施設等に対して研修会や個別の指導支援を行い、栄養管理の改善を図ります。また、管理栄養士・栄養士が配置されていない給食施設に対しては、管理栄養士・栄養士の配置促進に取り組みます。

◆主な取組例と実施機関

主な取組	主な実施機関
○給食施設の管理者、担当者を対象とした栄養管理の向上、食育推進、衛生管理等に関する研修会の開催及び個別指導・支援 ○社員食堂等において、健康に配慮したメニューの提供及び啓発媒体の掲示【再掲】	県

◆評価指標

評価指標	現状値	目標値 (R11)	把握方法	目標値の考え方
管理栄養士・栄養士を配置している特定給食施設* (病院・介護老人保健施設・介護医療院を除く)の割合	71.5% (296/414) (R4)	75%	厚生労働省「衛生行政報告例」	健康日本21(第三次)の目標値と同値

* 特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を提供する施設
(健康増進法第20条第1項、健康増進法施行規則第5条)

基本方針2 次世代の健全な食習慣形成のための食育

(4) 健やかな発育、基本的な生活習慣の形成

⑦ 保育所・幼稚園等における食育の推進

乳幼児期から発育・発達段階に応じて健全な食生活を実践し、望ましい食習慣を定着させるとともに、豊かな食体験を積み重ねていくことができるよう、保育所、認定こども園、幼稚園等においては、食育の計画を作成し、園長、保育士・幼稚園教諭・保育教諭、栄養士、調理員等が協力し、家庭や地域と連携しながら組織的・計画的・継続的に食育を推進します。

また、保育所、認定こども園等の給食施設においては、子どもたちの身体状況を把握し適切な栄養管理に基づいた食事の提供の他、友だち等と一緒に食べる喜びや楽しさ、食材への理解、社会性やマナーの獲得等の取組や、県産農産物の利用や郷土料理の提供等を推進します。

◆主な取組例と実施機関

主な取組	主な実施機関
○保育所、こども園、幼稚園等における発達発育段階に応じた、組織的・継続的・計画的な食育の推進 ○地元食材を利用した給食の提供 ○保護者にむけた食に関する情報発信	保育園・こども園・幼稚園等
○ICT 等を活用した食育の実践力と指導力を育成するためのプログラムの作成及び普及推進	県

◆評価指標

評価指標	現状値	目標値 (R11)	把握方法	目標値の考え方
食を通した保護者への支援ができていると回答する保育所等の割合	66.4% (R4)	増加	奈良っ子はぐくみ 課調べ	—

⑧ 小・中学校等における食育の推進

学校においては、食に関する指導を給食や関連教科等を通じて、子どもが食に関する正しい知識、望ましい食習慣を身につけることができるよう行います。

また、学校教育活動全体で食育に取り組むため、学校給食を生きた教材として活用し、給食と各教科等を関連づけた指導計画の作成と指導の充実を図ります。学校に配置される栄養教諭は、専門性を生かして、学級担任や教科担任等との連携を図りながら、子どもの栄養の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因するやせや肥満の予防、改善等にも取り組みます。

◆主な取組例と実施機関

主な取組	主な実施機関
○学校における食に関する指導を組織的・継続的・計画的に実施 ○栄養教諭や学校栄養職員等を対象に食育推進状況調査結果の共有及び資質向上を図るための研修会の実施 ○学校給食を教材とした食に関する指導の充実	小・中学校等 県教育委員会 奈良県学校給食会
○学校給食における地産地消の推進	県 県教育委員会 小・中学校等 奈良県学校給食会

◆評価指標

評価指標	現状値	目標値(R11)	把握方法	目標値の考え方
栄養教諭等と連携して食に関する指導を実施している小中学校の数(割合)	R6年 3月把握	増加	健康・安全教育課 調べ	—
朝食を毎日食べないと回答する児童・生徒の割合	小5男子 1.5% 小5女子 1.1% 中2男子 3.0% 中2女子 2.4% (R4)	減少	健康・安全教育課 スポーツ庁「全国体力・運動能力調査・運動習慣等調査」	第3期奈良県食育推進計画の目標を継続
児童・生徒における肥満傾向児(中等度・高度肥満傾向)の割合(小学5年生男女)	小5男子 7.12% 小5女子 3.62% (R3)	減少	文部科学省「学校保健統計調査」	成育医療等基本方針の目標値と同値

⑨ 子育て家庭・地域における食育の推進

子どもが望ましい生活リズムや食事のマナー等を身につけるためには、日常生活の基盤となる家庭の理解や実践が不可欠です。市町村や学校、保育所等における食育の取組を積極的に発信し、家庭における食育を支援します。

また、家族や仲間と楽しく食卓を囲む共食の機会や、食に関する知識や調理技術、郷土料理や行事食が学べる機会が増えるよう、市町村や地域の関係団体が実施する取組の充実を図ります。

◆主な取組例と実施機関

主な取組	主な実施機関
○妊産婦・乳幼児の栄養指導を実施	市町村
○保護者にむけた食に関する情報発信	PTA 協議会
○親子が地域の人とつながる居場所、地域の子育て支援活動の場となるこども食堂を普及	県 こども食堂ネットワーク
○食について学び体験するイベント等を実施	県 JA ならけん

◆評価指標

評価指標	現状値	目標値 (R11)	把握方法	目標値の考え方
食育について、「関心がある」、「どちらかといえば関心がある」と回答する人の割合	66.8% (R3)	80%	県民健康・食生活 実態調査	全国値より低いことから 全国の現状値(R4)を目指す (参考)第4次食育推進基本 計画の目標値 90% (R7)

(5)健康な食生活の定着と実践

⑩ 若い世代に対する取組の推進

【新規】

若い世代は、健康や食に関心の薄い人が多く、朝食の欠食や栄養バランスのとれた食事をする人が少ない等の問題があり、特に女性においては、やせが大きな課題となっています。この世代は、進学や就職等で自立した生活を始める時期でもあり、また、将来、親になる世代でもあることから、この時期に適切な食生活習慣を定着させる必要があります。

若い世代が食に関する理解や関心を深められるよう、その特性やライフスタイル、ニーズに合わせた情報等を効果的に発信できる機会を増やす取組を推進します。

◆主な取組例と実施機関

主な取組	主な実施機関
○若い世代の関心事を切り口とした食に関する情報発信 ○SNS 等のデジタルツールを活用した、健全な栄養・食生活の実践に役立つ情報提供 ○大学生による食育活動を支援	県 ヘルsteam菜良*

* 食育活動を行う管理栄養士養成施設学生によるサークル

◆評価指標

評価指標	現状値	目標値 (R11)	把握方法	目標値の考え方
やせ(BMI18.5 未満)の割合(20～30 歳代女性)	20.3% (R4)	17.2%	なら健康長寿基礎調査	健康日本21(第三次)の目標値を R16 年に達成するための R11 年の値
朝食を「ほとんど食べない」若い世代の割合(20～30 歳代)	17.1% (R3)	15%	県民健康・食生活実態調査	第4次食育推進基本計画の目標値と同値

基本方針3 奈良の食の魅力向上のための食育

(6)奈良の食の理解と実践

⑪ 地産地消の推進

奈良の食の理解促進を図るため、広く地場産物の情報を発信するとともに、生産者をはじめ流通関係者、食品事業者など関係者と連携し地場産物の利用を促進します。また、直売所の魅力向上及び整備促進、消費者への情報発信に取り組み、より多くの県民が県産農産物等を積極的に選択・購入できる機会の拡大を図ります。

学校給食等においては、県産農物等の利用を促すとともに、児童生徒が本県農林水産業や地元食文化への理解を深めるため、地域の生産者等と連携した食育活動を展開します。

◆主な取組例と実施機関

主な取組	主な実施機関
○「地の味・土の香」(地産地消を進めるために県と連携協定を締結した直売所)の店舗情報をホームページに掲載 ○「おいしい奈良産協力店」の認定とホームページへの掲載	県
○学校給食における地産地消の推進【再掲】	県 県教育委員会 小・中学校等 奈良県学校給食会
○農産物直売所やスーパー等で、県産農産物PRの取組と併せた野菜摂取に関する普及啓発【再掲】	JA ならけん ならコープ

◆評価指標

評価指標	現状値	目標値 (R11)	把握方法	目標値の考え方
協定直売所「地の味 土の香」の売上額	109.7 億円 (R4)	110 億円 (R7)	豊かな食と農の振興課調べ	奈良県豊かな食と農の振興計画
学校給食における奈良県産食材を使用する割合が現状値より維持増加した市町村の割合	—	50%以上	健康・安全教育課調べ	半数以上の市町村で維持増加を目指す

⑫ 食文化(郷土食)の継承

奈良県の食文化や郷土料理について、県民の理解を促進し、次世代へ継承していくための広報媒体を通じた情報提供や、地域での料理教室の実施、保育所や小・中学校等の給食において、郷土料理を取り入れた献立を提供します。

◆主な取組例と実施機関

主な取組	主な実施機関
○保育所給食や学校給食において郷土料理を取り入れた献立の実施	保育所・こども園・小中学校等 県教育委員会
○学校給食献立コンテストの実施 (栄養価・減塩・地場産物・郷土愛・季節感等)	県教育委員会
○ONAFIC 附属セミナーハウスや、なら歴史芸術文化村交流にぎわい棟での食と農の情報発信 ○県産食材や食文化(郷土食)の情報をホームページに掲載	県
○大和牛のブランド力強化、大和肉鶏の生産性の向上	県
○郷土料理や伝統料理を取り入れた地域の料理教室や体験活動の実施	食生活改善推進協議会 JA ならけん

◆評価指標

評価指標	現状値	目標値 (R11)	把握方法	目標値の考え方
学校給食で郷土料理や伝統料理を月に1回以上提供する市町村の数	R6 年 3 月把握	増加	健康・安全教育課 調べ	—

基本方針4 食を支える環境づくり

(7)食育推進のための体制整備

⑬ 食の担い手の育成と活動支援

地域特性を踏まえ総合的かつ計画的に食育を推進するために、市町村行政栄養士等の資質向上を図ります。

また、食生活改善推進員協議会をはじめとする多種多様な地域の関係団体の活動を支援し、食育の担い手を確保するとともに、地域の関係団体間の連携・協力体制の構築を図ります。

◆主な取組例と実施機関

主な取組	主な実施機関
○市町村行政栄養士等の資質向上	県
○食生活改善推進員や食育ボランティア等の活動支援	市町村
○なら食と農の魅力創造国際大学校の運営	県

◆評価指標

評価指標	現状値	目標値 (R11)	把握方法	目標値の考え方
食育ボランティアの数	4,775 人 (R4)	5,385 人	農林水産省「食育推進計画等に関する調査」	過去実績(R2)の最大値を目指す

⑭ 市町村における食育の推進

県内すべての市町村において策定された市町村食育推進計画について、市町村が目標達成を目指した効果的な取組が推進できるよう、保健所が計画の進捗状況や成果を把握し、必要な情報提供をするなど、適切な支援を行います。

◆主な取組例と実施機関

主な取組	主な実施機関
○市町村食育推進計画や健康増進計画に基づく取組の推進	市町村
○市町村主体による栄養バランスのとれた食事、減塩、野菜摂取量の増加に関する取組の実施支援	県

◆評価指標

評価指標	現状値	目標値 (R11)	把握方法	目標値の考え方
食塩摂取量が減少した市町村の数	—	15	県民健康・食生活実態調査 ※BDHQ 調査結果に基づき評価	R3 調査で摂取量の多い市町村(5区分評価による下位の2グループ)の摂取量を減らす
野菜摂取量が増加した市町村の数	—	15	県民健康・食生活実態調査 ※BDHQ 調査結果に基づき評価	R3 調査で摂取量の低い市町村(5区分評価による下位の2グループ)の摂取量を増やす
「塩分を取り過ぎないようにすること」に気を付けている人の割合が増加した市町村の数	—	15	県民健康・食生活実態調査	食塩摂取量の減少にむけて取り組む市町村数との関連指標
「野菜をたくさん食べるようにすること」に気を付けている人の割合が増加した市町村の数	—	15	県民健康・食生活実態調査	野菜摂取量の増加にむけて取り組む市町村数との関連指標

⑮ 多様な主体による食育の推進

食は、健康・教育・農業・食の安心安全・食文化など、取り組むべき分野が広く、関係部局、関係機関・団体也多岐にわたります。そのため、食育に係わる多様な関係者が、その特性や能力をいかし、主体的に、かつ互いに連携・協働して、多様な取り組みを推進していくことが重要であることから、食育推進会議において、計画の趣旨や理念、施策の方針等を多くの方々と共有し、関係者が一体となって食育を推進します。

◆主な取組例と実施機関

主な取組	主な実施機関
○奈良県食育推進会議や保健所食育ネットワーク会議において、関係者と県の取組を相互に共有し、連携協働を推進 ○企業やボランティア、関係団体と連携協働した食に関する取り組みの実施	県
○地域の多様な主体が参画することも食堂の普及を目指し、こども食堂の開設、運営を支援	県 こども食堂ネットワーク

◆評価指標

評価指標	現状値	目標値 (R11)	把握方法	目標値の考え方
こども食堂を設置する小学校区の割合	42.9% (R4)	100%	こども家庭課調べ	全ての小学校区での設置を目指す

(8)社会情勢の変化に対応した食育

⑩ 食品ロスの削減にむけた食育の推進

【新規】

消費者、事業者、行政などあらゆる主体が食品ロス削減に対する意識を高め、実践に結びつけていくため、食品ロスによる影響や、食品ロス削減の具体的な取組例などの周知や理解を図ります。

◆主な取組例と実施機関

主な取組	主な実施機関
○食品ロス削減の必要性について県民の理解を高め、実践に結びつける啓発を実施 ○「奈良県食品ロスポータルサイト」による情報発信 ○未利用の農産物をこども食堂に提供 ○フードバンク活動を行う団体の取組を支援 ○消費者庁食品ロス削減推進サポーター育成講座の受講推進	県

◆評価指標

評価指標	現状値	目標値 (R11)	把握方法	目標値の考え方
食品ロス削減のために何らかの行動をしている県民の割合	87.5% (R5)	増加	県民 WEB アンケート	—

⑰ 食の安全安心の取組推進

県民が食品の安全性に関する正しい知識と理解を深め、自らの判断で冷静に選択できるよう、「食の安全安心推進計画」と連携して、食品の安全性や「食と環境」に関する情報提供及び普及啓発を推進します。

◆主な取組例と実施機関

主な取組	主な実施機関
○なら食に関するリスクコミュニケーションの開催 ○「食品衛生監視指導計画」に基づく監視指導	県

◆評価指標

評価指標	現状値	目標値 (毎年)	把握方法	目標値の考え方
食品衛生監視計画にもとづく「許可を要する施設」の監視指導の年間実施割合	40.8% (R4)	100%	消費・生活安全課 調べ	奈良県食の安全安心行動計画

⑱ デジタル化に対応した食育の推進

【新規】

これまでの対面での食育の取組に加えて、インターネット等を通して食に関する情報提供を収集、視聴、活用、学習、体験する等、デジタル技術を活用した情報発信等の取組を効果的に組み合わせた食育を推進します。

◆主な取組例と実施機関

主な取組	主な実施機関
○デジタル技術を活用した食育活動の展開	県 市町村
○ICT 等を活用した食育の実践力と指導力を育成するためのプログラムの作成及び普及推進【再掲】	県

⑲ 災害時の備えの推進

【新規】

県民が日頃から災害の発生を意識し、自分や家族の健康状態にあった食べ物や飲料水等の備蓄の促進及び非常時にも応用できる調理技術の習得について、市町村や地域の関係団体と連携し、普及啓発を図ります。

◆主な取組例と実施機関

主な取組	主な実施機関
○自分や家族の健康状態にあった食べ物や飲料水等の備蓄の促進、非常時にも応用できる調理技術の習得について普及啓発	栄養士会
○給食施設における災害時対応マニュアルの作成及び備蓄食の整備	県

◆評価指標

評価指標	現状値	目標値 (R11)	把握方法	目標値の考え方
災害時の非常用食料等を備蓄している人の割合	R7 年度 把握	R7 年度 設定	県民健康・食生活 実態調査	(参考)令和元年国民健康 栄養調査 近畿Ⅱ(奈良県・和歌山 県・滋賀県)36.5% 全国 53.8%

3. 指標と目標

(1) 評価指標と目標値

	指 標	現状値	目標値 (R11)
基本方針1 健康寿命の延伸にむけた食育			
1	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日が ほぼ毎日の人の割合	45.8%	50%
2	1日あたりの食塩摂取量(20歳以上男女)	男性 10.6g 女性 9.2g	男女とも 7g
3	1日あたりの野菜摂取量(20歳以上男女)	男性 279g 女性 263g	男女とも 350g
4	1日あたりの果物摂取量が100g未満の人の割合 (20歳以上男女)	男性 53.4% 女性 47.2%	男女とも 30%
5	適正体重(BMI18.5以上25未満(65歳以上はBMI20を 超え25未満))の人の割合(20歳以上男女)	60.4%	65.6%
6	人と比較して食べる速度が速い人の割合	R6年3月把握	令和6年度設定
7	「職場まるごと健康宣言」をする事業所の数	904 社	増加
8	栄養バランスや減塩に配慮した食事を提供する社員食堂の 割合	52.8% (28/53)	64%
9	主食・主菜・副菜のそろった食事を1日2回以上ほぼ毎日 食べている人の割合(20～50歳代男女)	37.3%	41%
10	肥満者(BMI25以上)の割合 (20～60歳代男性)(40～60歳代女性)	男性 34.4% 女性 17.0%	男性 31.8% 女性 15.8%
11	地域等で共食している人の割合	R6年3月把握	令和6年度設定
12	フレイルについて、「言葉も意味もよく知っている」「言葉も知 っているし、意味も大体知っている」人の割合	18.7%	30%
13	低栄養傾向の高齢者(65歳以上 BMI 20 以下)の割合	21.2%	16.8%
14	60歳代における咀嚼良好者の割合	70.7%	76.1%
15	やさしおベジ増しプロジェクト参加協力店の数	58 店舗	76 店舗
16	管理栄養士・栄養士を配置している給食施設(1回 100 食以 上施設、病院・介護老人保健施設・介護医療院を除く)の割合	71.5% (296/414)	75%

	指 標	現状値	目標値 (R11)
基本方針2 次世代の健全な食習慣形成のための食育			
17	食を通した保護者への支援ができていると回答する保育所等の割合	66.4%	増加
18	栄養教諭等と連携して食に関する指導を実施している小中学校の数(割合)	R6 年3月把握	増加
19	朝食を毎日食べないと回答する児童・生徒の割合	小5 男子 1.5% 小5 女子 1.1% 中2 男子 3.0% 中2 女子 2.4%	減少
20	児童・生徒における肥満傾向児(中等度・高度肥満傾向)の割合(小学5年生男女)	小5 男子 7.12% 小5 女子 3.62%	減少
21	食育について、「関心がある」、「どちらかといえば関心がある」と回答する人の割合	66.8%	80%
22	やせ(BMI18.5 未満)の割合 (20～30 歳代女性)	20.3%	17.2%
23	朝食を「ほとんど食べない」若い世代(20～30 歳代)の割合	17.1%	15%
基本方針3 奈良の食の魅力向上のための食育			
24	協定直売所「地の味 土の香」の売上額	109.7億円	110 億円 (R7)
25	学校給食における奈良県産食材を使用する割合が現状値より維持増加した市町村の割合	—	50%以上
26	学校給食で郷土料理や伝統料理を月に1回以上提供する市町村の数	R6 年 3 月把握	増加
基本方針4 食を支える環境づくり			
27	食育ボランティアの数	4,775 人	5,385 人
28	食塩摂取量が減少した市町村の数	—	15
29	野菜摂取量が増加した市町村の数	—	15
30	「塩分を取り過ぎないようにすること」に気を付けている人の割合が増加した市町村の数	—	15
31	「野菜をたくさん食べるようにすること」に気を付けている人の割合が増加した市町村の数	—	15
32	こども食堂を設置する小学校区の割合	42.9%	100%
33	食品ロス削減のために何らかの行動をしている県民の割合	87.5%	増加
34	食品衛生監視計画にもとづく「許可を要する施設」の監視指導の年間実施割合	40.8%	100% (毎年)
35	災害時の非常用食料等を備蓄している人の割合	R7 年度把握	R7 年度設定

資料

1. 奈良県食育推進計画の変遷

平成 17(2005)年、国において「食育基本法」が制定され、翌年に「食育推進基本計画」が推進されました。

奈良県においても、平成 18(2006)年、食育基本法第 32 条第 1 項の規定により「奈良県食育推進会議条例」を制定し、第 17 条第2項の規定により「奈良県食育推進計画」を策定。翌年の平成 19(2007)年より推進しており、以降、概ね5年ごとに計画を評価し、次の計画に繋ぎながら、継続して食育を推進しています。

	国の動き	県の動き	県の主な施策
平成 15(2003)年度	健康増進法		
平成 16(2004)年度			
平成 17(2005)年度	食育基本法		
平成 18(2006)年度		奈良県食育推進会議条例	
平成 19(2007)年度			
平成 20(2008)年度	食育推進基本計画	奈良県食育推進計画	奈良県食育推進ロゴマーク
平成 21(2009)年度			
平成 22(2010)年度			奈良県版食事バランスガイドの作成
平成 23(2011)年度			県民健康・栄養調査の実施
平成 24(2012)年度	第2次食育推進基本計画	第2期奈良県食育推進計画	
平成 25(2013)年度			食育推進ロゴマークの作成
平成 26(2014)年度			食育作文コンテストの実施(～R1年度)
平成 27(2015)年度			減塩ツールの作成
平成 28(2016)年度			県民健康・食生活実態調査の実施
平成 29(2017)年度	第3次食育推進基本計画	第3期奈良県食育推進計画	
平成 30(2018)年度			
令和元(2019)年度			やさしおベジ増しプロジェクトの開始
令和 2(2020)年度			やさしおベジ増し宣言の募集
令和 3(2021)年度			県民健康・食生活実態調査の実施
令和 4(2022)年度	第4次食育推進基本計画	第4期奈良県食育推進計画	
令和 5(2023)年度			
令和 6(2024)年度			
令和 7(2025)年度			
令和 8(2026)年度			
令和 9(2027)年度			
令和 10(2028)年度			
令和 11(2029)年度			
令和 12(2030)年度			



2. 奈良県食育推進会議条例

平成十八年六月三十日

奈良県条例第九号

改正 平成二二年三月三十一日条例第五四号

平成三〇年三月三〇日条例第七一号

奈良県食育推進会議条例をここに公布する。

奈良県食育推進会議条例

(設置)

第一条 食育基本法(平成十七年法律第六十三号)第三十二条第一項の規定に基づき、奈良県食育推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(組織)

第二条 推進会議は、会長及び委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 会長は、知事をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第六条 推進会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第七条 推進会議の庶務は、福祉医療部において処理する。

(平二二条例五四・平三〇条例七一・一部改正)

(その他)

第八条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二二年条例第五四号)

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第七一号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

3. 奈良県食育推進会議委員名簿

任期：令和 4(2022)年 1 月 11 日～令和 6(2024)年 1 月 10 日
(五十音順) (敬称略)

	所 属 等		氏 名
会長	奈良県知事		山下 真
委員	奈良こども食堂ネットワーク (事務局：奈良県社会福祉協議会)	係長	足利 健二
	市民生活協同組合ならコープ	常任理事	板澤 英子
	スローフードならコンヴィヴィウム	リーダー	尾川 欣司
	奈良県 PTA 協議会	副会長	奥田 成敏
	日本保育協会奈良県支部	支部長	白樺 学
	奈良県立医科大学県民健康増進支援センター	特任教授	富岡 公子
	奈良県食生活改善推進員連絡協議会	副会長	仲浦 美好
	奈良県医師会	前理事	中村 義行
	奈良県学校給食会	常務理事	中和田 裕二
	奈良県歯科医師会	常務理事	野阪 幸男
	全国健康保険協会奈良支部	企画総務部長	松井 収
	奈良県栄養士会	前理事	松田 邦子
	奈良県農業協同組合	人事部長	森本 俊